

別表2

歳出

予算執行状況に関する諸元(老人保健医療費等別表)

平成30年12月28日 単位:円

款 項 目	予 算 現 額			支 出 済 額	予 算 残 額	執行率 (%)	説 明
	予 算 額	繰越事業費 繰越額	計				
3 民 生 費	2,614,850,000	0	2,614,850,000	2,018,256,065	596,593,935	77.2	
1 社 会 福 祉 費	700,709,000	0	700,709,000	581,987,619	118,721,381	83.1	
1 社会福祉総務費	243,063,000	0	243,063,000	223,524,439	19,538,561	92.1	
2 身体障害者福祉費	88,372,000	0	88,372,000	78,579,330	9,792,670	88.9	
3 精神薄弱者福祉費	16,632,000	0	16,632,000	11,525,404	5,106,596	69.3	
4 老人福祉費	210,662,000	0	210,662,000	156,494,565	54,167,437	74.3	
5 老人医療費	55,389,000	0	55,389,000	45,272,074	10,116,926	81.7	
7 福祉会館管理費	46,787,000	0	46,787,000	33,484,815	13,302,185	71.6	
2 児 童 福 祉 費	1,044,380,000	0	1,044,380,000	803,112,801	241,267,199	76.9	
1 児童福祉総務費	147,090,000	0	147,090,000	102,508,470	44,581,530	69.7	
2 児童措置費	563,759,000	0	563,759,000	415,401,769	148,357,231	73.7	
3 児童福祉施設費	263,836,000	0	263,836,000	222,452,156	41,383,844	84.3	
4 田園会館費	69,695,000	0	69,695,000	62,750,406	6,944,594	90.0	
3 生 活 保 護 費	869,606,000	0	869,606,000	633,140,645	236,465,355	72.8	
1 生活保護総務費	38,459,000	0	38,459,000	29,611,856	8,847,144	77.0	
4 災 害 救 助 費	155,000	0	155,000	15,000	140,000	9.7	
1 災害救助費	155,000	0	155,000	15,000	140,000	9.7	

別表 2

予算執行状況に関する調べ（老人保健医療特別会計）

（昭和60年12月28日現在）

歳入

単位：円

款 項 目	予 算 現 額			調 定 額	収 入 済 額	収 入 率		説 明
	予 算 額	繰越事業繰越財源 充 当 額	計			予算対比 (%)	調定対比 (%)	
1 支 払 基 金 交 付 金	6 1 0, 8 2 8, 0 0 0	0	6 1 0, 8 2 8, 0 0 0	3 9 9, 7 4 2, 0 0 0	3 9 9, 7 4 2, 0 0 0	6 5.4	1 0 0	
1 支 払 基 金 交 付 金	6 1 0, 8 2 8, 0 0 0	0	6 1 0, 8 2 8, 0 0 0	3 9 9, 7 4 2, 0 0 0	3 9 9, 7 4 2, 0 0 0	6 5.4	1 0 0	
1 医 療 費 交 付 金	6 0 8, 6 3 7, 0 0 0	0	6 0 8, 6 3 7, 0 0 0	3 9 8, 4 0 6, 0 0 0	3 9 8, 4 0 6, 0 0 0	6 5.5	1 0 0	
2 審 査 支 払 手 数 料 交 付 金	2, 1 9 1, 0 0 0	0	2, 1 9 1, 0 0 0	1, 3 3 6, 0 0 0	1, 3 3 6, 0 0 0	6 1.0	1 0 0	
2 国 庫 支 出 金	1 7 3, 8 9 7, 0 0 0	0	1 7 3, 8 9 7, 0 0 0	1 1 6, 8 9 3, 0 0 0	1 1 6, 8 9 3, 0 0 0	6 7.2	1 0 0	
1 国 庫 負 担 金	1 7 3, 8 9 7, 0 0 0	0	1 7 3, 8 9 7, 0 0 0	1 1 6, 8 9 3, 0 0 0	1 1 6, 8 9 3, 0 0 0	6 7.2	1 0 0	
1 医 療 費 負 担 金	1 7 3, 8 9 7, 0 0 0	0	1 7 3, 8 9 7, 0 0 0	1 1 6, 8 9 3, 0 0 0	1 1 6, 8 9 3, 0 0 0	6 7.2	1 0 0	
3 都 支 出 金	4 3, 4 7 5, 0 0 0	0	4 3, 4 7 5, 0 0 0	2 9, 2 2 2, 0 0 0	2 9, 2 2 2, 0 0 0	6 7.2	1 0 0	
1 都 負 担 金	4 3, 4 7 5, 0 0 0	0	4 3, 4 7 5, 0 0 0	2 9, 2 2 2, 0 0 0	2 9, 2 2 2, 0 0 0	6 7.2	1 0 0	
1 医 療 費 負 担 金	4 3, 4 7 5, 0 0 0	0	4 3, 4 7 5, 0 0 0	2 9, 2 2 2, 0 0 0	2 9, 2 2 2, 0 0 0	6 7.2	1 0 0	
4 繰 入 金	4 3, 4 7 4, 0 0 0	0	4 3, 4 7 4, 0 0 0	3 8, 1 0 0, 0 0 0	3 8, 1 0 0, 0 0 0	8 7.6	1 0 0	
1 他 会 計 繰 入 金	4 3, 4 7 4, 0 0 0	0	4 3, 4 7 4, 0 0 0	3 8, 1 0 0, 0 0 0	3 8, 1 0 0, 0 0 0	8 7.6	1 0 0	
1 一 般 会 計 繰 入 金	4 3, 4 7 4, 0 0 0	0	4 3, 4 7 4, 0 0 0	3 8, 1 0 0, 0 0 0	3 8, 1 0 0, 0 0 0	8 7.6	1 0 0	
5 繰 越 金	4, 5 2 9, 0 0 0	0	4, 5 2 9, 0 0 0	4, 5 2 9, 4 2 1	4, 5 2 9, 4 2 1	1 0 0	1 0 0	
1 繰 越 金	4, 5 2 9, 0 0 0	0	4, 5 2 9, 0 0 0	4, 5 2 9, 4 2 1	4, 5 2 9, 4 2 1	1 0 0	1 0 0	
1 繰 越 金	4, 5 2 9, 0 0 0	0	4, 5 2 9, 0 0 0	4, 5 2 9, 4 2 1	4, 5 2 9, 4 2 1	1 0 0	1 0 0	
6 諸 収 入	6, 0 0 0	0	6, 0 0 0	1 4, 5 2 4	1 4, 5 2 4	2 4 2.1	1 0 0	
1 延 滞 金 及 び 加 算 金	2, 0 0 0	0	2, 0 0 0	0	0	0	0	
1 延 滞 金	1, 0 0 0	0	1, 0 0 0	0	0	0	0	

款 項 目	予 算 現 額			調 定 額	収 入 済 額	収 入 率		説 明
	予 算 額	繰越事業繰越財源 充 当 額	計			予 算 対 比 (%)	調 定 対 比 (%)	
2 加 算 金	1,000	0	1,000	0	0	0	0	
2 預 金 利 子	1,000	0	1,000	0	0	0	0	
1 預 金 利 子	1,000	0	1,000	0	0	0	0	
3 雑 入	3,000	0	3,000	0	0	0	0	
1 第三者納付金	1,000	0	1,000	0	0	0	0	
2 返 納 金	1,000	0	1,000	14,524	14,524	1,452.4	100	
3 雑 入	1,000	0	1,000	0	0	0	0	
歳 入 合 計	876,209,000	0	876,209,000	588,500,945	588,500,945	67.2	100	

歳 出

単位：円

款 項 目	予 算 現 額			支 出 済 額	予 算 残 額	執行率 (%)	説 明
	予 算 額	繰越事業費 繰越額	計				
1 医 療 諸 費	8 7 1,6 7 0,0 0 0	0	8 7 1,6 7 0,0 0 0	5 7 4,1 6 0,3 2 4	2 9 7,5 0 9,6 7 6	6 5.9	
1 医 療 諸 費	8 7 1,6 7 0,0 0 0	0	8 7 1,6 7 0,0 0 0	5 7 4,1 6 0,3 2 4	2 9 7,5 0 9,6 7 6	6 5.9	
1 医 療 給 付 費	8 4 7,0 0 0,0 0 0	0	8 4 7,0 0 0,0 0 0	5 5 8,1 0 7,1 8 0	2 8 8,8 9 2,8 2 0	6 5.9	
2 医 療 費 支 給 費	2 2,4 8 0,0 0 0	0	2 2,4 8 0,0 0 0	1 4,6 9 1,7 5 9	7,7 8 8,2 4 1	6 5.4	
3 審 査 支 払 手 数 料	2,1 9 0,0 0 0	0	2,1 9 0,0 0 0	1,3 6 1,3 8 5	8 2 8,6 1 5	6 2.2	
2 諸 支 出 金	4,5 3 3,0 0 0	0	4,5 3 3,0 0 0	4,2 8 9,5 0 8	2 4 3,4 9 2	9 4.6	
1 償 還 金 及 び 還 付 金	1,5 2 7,0 0 0	0	1,5 2 7,0 0 0	1,2 8 4,4 9 1	2 4 2,5 0 9	8 4.1	
1 償 還 金 及 び 還 付 金	1,5 2 7,0 0 0	0	1,5 2 7,0 0 0	1,2 8 4,4 9 1	2 4 2,5 0 9	8 4.1	
2 他 会 計 繰 出 金	3,0 0 6,0 0 0	0	3,0 0 6,0 0 0	3,0 0 5,0 1 7	9 8 3	1 0 0	
1 一 般 会 計 繰 出 金	3,0 0 6,0 0 0	0	3,0 0 6,0 0 0	3,0 0 5,0 1 7	9 8 3	1 0 0	
3 予 備 費	6,0 0 0	0	6,0 0 0	0	6,0 0 0	0	
1 予 備 費	6,0 0 0	0	6,0 0 0	0	6,0 0 0	0	
1 予 備 費	6,0 0 0	0	6,0 0 0	0	6,0 0 0	0	
歳 出 合 計	8 7 6,2 0 9,0 0 0	0	8 7 6,2 0 9,0 0 0	5 7 8,4 4 9,8 3 2	2 9 7,7 5 9,1 6 8	6 6.0	

第三回福生市議会 定

例

会会議録(第六号)

昭和六十二年六月三日福生市議会議場に第三回福生市議会定例会が開催された。
出席議員は次のとおりである。

一番	林田 武君	二番	在原 博君
三番	村野 和一郎君	四番	石川 泰一君
五番	赤星 行人君	六番	齋藤 葵君
七番	井上 寅吉君	八番	石川 保君
九番	上野 重勝君	十番	木村 徳藏君
十一番	原 敏子君	十二番	遠藤 洋一君
十三番	小野沢 久君	十四番	仲村 清信君
十五番	加藤 謹之助君	十六番	高水 惣八君
十七番	東田 正治君	十八番	堀川 實君

十九番 宮沢 良一 君
 二十一番 森田 治男 君
 二十三番 田村 市郎 君

二十番 指田 保雄 君
 二十二番 村尾 榮次 君
 二十四番 関 朱吉 君

一 欠席議員は次のとおりである。

な し

一 欠員は次のとおりである。

な し

写

回議主市議会議

会会議録(第六号)

一 議事事務局職員は次のとおりである。

議事事務局局長 井上 久男 君
 議事係長 島田 幸治 君
 臨事速記事務補佐員 川久保 友子 君

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 長田 村匡雄 君
 収入役 高水 求 君
 企画財政部長 内田 和雄 君
 市民部長 古谷 正夫 君
 建設部長 森田 進 君
 監査委員 小野 光朗 君
 事務局局長 篠崎 寛 君
 助役 古谷 徳男 君
 教育長 森田 猛 君
 総務部長 浅見 裕康 君
 福祉部長 生子 国利 君
 教育次長 須崎 進 君
 選挙管理委員 篠崎 寛 君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和六十一年第二回福生市議会定例会議事日程(第二日目)

開議日時 六月三日(火) 午前十時

日程第一 請願書の取り下げ願について

日程第二 請願書の取り下げ願について

日程第三 報告第一号

日程第四 報告第二号

日程第五 報告第三号

日程第六 議案第二十八号

日程第七 議案第二十九号

日程第八 議案第三十号

専決処分の承認を求めることについて(福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
専決処分の承認を求めることについて(福生市都市計画税条例の一部を改正する条例)
専決処分の承認を求めることについて(昭和六十年度福生市一般会計補正予算(第九号))
福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第九 議案第三十一号

日程第十 議案第三十二号

日程第十一 議案第三十三号

日程第十二 議案第三十四号

日程第十三 議案第三十五号

日程第十四 議案第三十六号

日程第十五 議案第三十七号

日程第十六 議案第三十八号

日程第十七 議案第三十九号

日程第十八 議案第四十号

福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
福生市職員退職手当特別負担金準備基金条例の一部を改正する条例

正する条例

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

福生市手数料条例の一部を改正する条例

福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例

福生市立学校施設等整備基金条例

福生市都市施設整備基金条例の一部を改正する条例

昭和六十一年度福生市一般会計補正予算(第一号)

昭和六十一年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

昭和六十一年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第一号)

日程第二十 議案第四十二号
日程第二十一 議案第四十三号

昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)
福生市立福生第三中学校増築第四期工事(建築)請負契約

日程第二十二 議案第四十四号

福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰について

日程第二十三 議案第四十五号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第二十四 議案第四十六号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第二十五 議案第四十七号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第二十六 議案第四十八号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第二十七 議案第四十九号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第二十八 議案第五十号

市道路線の廃止について

日程第二十九 陳情第六十一—一—号

福生市に非核都市宣言を求める陳情書

日程第三十 陳情第六十一—二—号

「非核平和福生市宣言」制定に関する陳情書

日程第三十一 議案第五十一号

日程第三十二 議案第五十二号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第三十三 議案第五十三号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

日程第三十四 議案第五十四号

福生市表彰条例に基づく一般表彰について

午前十時 開議

○議長(森田治男君) ただいまから昭和六十一年第二回福生市議会定例会第二

○日目の会議を開きます。

○議長(森田治男君) この際、報告事項がありますので、事務局長として諸般の

報告をいたします。

(井上議会議務局長報告)

一、請願書の取り下げ願いの受理について(別添参照)

二、陳情書の受理について(別添参照)

○議長(森田治男君) 以上で報告は終わりました。

○議長(森田治男君) 本日の議事運営につきましては、議会運営委員会において

検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 指田保雄君登壇)

○議会運営委員長(指田保雄君) 御指名でござりますので、昨日本会議終了後

に開催をいたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告いたします。
本日の日程でございますが、新たに提出されました請願書の取り下げ願いと陳情書二件と本日の日程の中へ組ませていただきました。お手元に御配付の日程表のとおり編成をいたしました。

次に陳情書二件の取り扱いでございますが、お手元に御配付の付託表のとおり担当委員会へ付託し審査願うことといたしました。そのほかの議案につきましては前日と同じでございます。

以上でございますが、本日の会議が円滑に運営されますようお願ひ申し上げます。御報告をいたします。

○議長(森田治男君)

ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(森田治男君)

これより日程に入ります。

日程第一 請願書の取り下げ願ひについてを議題といたします。
本件は、目下建設委員会において付託審査中となっております。失業対策

事業に関する請願書について、請願者より取り下げ願ひが提出されたものであります。お諮りいたします。

本件は、願ひ出のとおり承認することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

御異議なしと認めます。よって本件取り下げ願ひは承認することに決定いたしました。

○議長(森田治男君)

日程第二 請願書の取り下げ願ひについてを議題といたします。

本件は、目下建設委員会において付託審査中となっております。すべての合成洗剤をなくし安全な石けんの普及に関する請願書について、請願者代表より取り下げ願ひが提出されたものであります。

お諮りいたします。

本件は、願ひ出のとおり承認することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

御異議なしと認めます。よって本件取り下げ願ひは承認する

ことに決定いたしました。

○議長(森田治男君)

日程第三 報告第一号 専決処分の承認を求めることについて

(福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 内田和雄君登壇)

○企画財政部長(内田和雄君)

御指名をいただきましたので報告第一号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本専決処分は昭和六十一年度税制改正を目的とする地方税法の一部を改正する法律が三月二十八日に国会で可決成立し、二月三十一日公布されたことに伴い福生市税賦課徴収条例についても所要の改正を行い、四月一日から施行する必要があるため、地方自治法第五十九条第一項の規定により三月三十一付をもって福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分し、同日公布をさせていただきましたもので、ここにその内容を御報告申し上げます。御承認をいただきますものとすものとさせていただきます。

それでは専決第一号をもって専決処分をさせていただきました福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

お手元の条例第十三号をお開きいただきたいと思います。

なお、資料として新旧対照表を添付させていただきましたのでごらんをいただきたいと思ひます。

まず第二十四条第二項の改正規定でございますが、これは低所得者層の負担の軽減を図ることを目的としたもので、均等割のみを課すべき者にかかわる非課税基準の算定基礎となる金額二十八万円を三十一万円に改めるものでございます。このことにより、夫婦と子供二人の標準世帯で計算いたしますと前年中の所得が百二十四万円以下であれば均等割が課税されないこととなります。

次に、第八十八条第一項の改正規定から一枚めくっていただまして第九十九条第二の改正規定まで、一部税制改正によるものを除き条文の改正備によるものが主な改正でございます。

次に、本法附則第八条の二第一項でございますが、市民税所得割の非課税限度額の算定基礎となる金額の改正でございます。二十九万円を三十一万円に改め、